

本論文は

世界経済評論 2024年3/4月号

(2024年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

国際通商法秩序の 構造変動と FTA



ジェトロ調査部国際経済課長 **伊藤 博敏**

いとう ひろとし 1998年ジェトロ入構。インド・ニューデリー事務所（2003～08）、タイ・バンコク（2013～2017）、企画部海外地域戦略主幹（2017～20）などを経て現職。主な著書に『FTAの基礎と実践：賢く活用するための手引き』（編著、白水社）、『インドVS中国：二大新興国の実力比較』（共著、日本経済新聞出版社）など

世界経済の発展を支えてきた自由で公正な世界貿易のシステムが、近年、大きく揺らいでいる。2020年に全世界を覆った新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）は、世界貿易を混乱の渦に陥れるとともに、医療品や生活必需品などに対する全世界的な貿易制限の広がりを招いた。2022年2月には、ロシアによるウクライナ侵攻という国際社会への新たな脅威が出現し、主要国・地域の通商政策に新たな課題を突き付けることとなった。

加えて、米中の技術覇権争いの先鋭化などを背景に、特に2020年半ば以降、米国が重要技術の流出を防止するための輸出管理規制を強化。対抗措置の応酬とともに、規制の対象が品目および需要者の双方で拡大している事情がある。日本企業においては、関連措置の域外適用リスクも含め、規制や手続きの適切な理解、サプライチェーン全体での取引先把握と管理、自社の技術や人材に関わる社内体制の評価や見直しが喫緊の課題となっている。

本稿では、新型コロナ発生以降の主要国・地域の通商政策の変化から見える国際通商法秩序の揺らぎについて概観するとともに、日本企業がこうした構造変化にどのように対応すべきかを論じる。同時に、構造変化の中で、FTAなどの連携枠組みの進展が、自由で公平、ルールに基づく国際通商秩序の維持に寄与する可能性について考察する。

I 分断化の兆しが見える世界貿易

世界貿易機関（WTO）は2023年10月、世界貿易見通しの中で、グローバルサプライチェーンの分断化の兆候を示すとともに、それが2024年の貿易見通しに悪影響を及ぼすリスクがあると指摘した¹⁾。WTOによれば、物品貿易に対する新たな介入は2018年以降、毎年

増加を続け、米中間の緊張の高まりや新型コロナのパンデミックが、その増加傾向に拍車をかけた。2022年には、ロシアのウクライナ侵攻に伴う食料や肥料、エネルギーの供給混乱が全世界的な貿易制限措置の広がりを招いた。IMFによれば、2022年に導入された物品貿易に対する新たな貿易制限的措置は、件数ベースで2016年～19年の年平均件数の6倍以上に達した²⁾。食料品などを中心とする貿易制限措置の

表 1 世界主要国・地域間の貿易マトリクス：2023 年上半期の 2021 年同期比輸出伸び率

(単位：%)

輸出 \ 輸入	世界							
	世界	USMCA		EU	日本	中国	ASEAN	ロシア
		米国	米国					
世界	11.6	14.5	12.7	14.7	6.7	△ 5.9	12.1	△ 6.8
USMCA	20.0	22.7	25.0	38.8	3.9	1.4	12.4	△ 90.3
米国	19.6	19.6	—	43.2	2.2	1.5	12.2	△ 89.8
EU	12.2	17.0	15.5	13.4	△ 2.9	△ 9.4	12.5	△ 57.0
日本	△ 5.0	5.4	3.6	4.2	—	△ 24.4	△ 3.5	△ 53.1
中国	11.0	△ 0.0	△ 3.8	11.2	△ 0.5	—	19.6	81.4
ASEAN	8.8	11.4	10.0	9.7	6.4	1.5	11.2	△ 48.8

< 凡例 >

世界平均より10ポイント以上高い

世界平均より10ポイント以上低い

(出所) DOTS, IMF

増加は、即時的に世界の食料市場と消費者を直撃し、とりわけアフリカ、中東、アジアの一部の開発途上国や後発開発途上国の消費者の食糧不安を深刻化させた。また、こうした国内市場保護を目的とする輸出制限措置の大半が WTO への通知なしに導入・実施された事実も、昨今の国際貿易をめぐる秩序の乱れと透明性・予見性の低下を如実に示している³⁾。

世界貿易の分断化の兆しは、主要国・地域間の貿易フローにも徐々に表れ始めている。表 1 は、主要国・地域間の輸出（縦軸）および輸入（横軸）の関係をマトリクス形式で示したものである。表中の数値は、2023 年上半期（1～6 月）の輸出額を 2021 年上半期と比較した伸び率を示している。

世界全体の貿易額は同 2 年間で 11.6% の増加となった。主要国・地域間では、特に米国、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）締結国から EU 向けの輸出（それぞれ 43.2% 増、38.8% 増）、USMCA 域内（22.7% 増）などの伸び率が高く、世界全体の伸び率を大きく上

回った。米国および USMCA から EU 向けの輸出の伸び率の高さは、米国からの天然ガス等（HS2709）の伸び率に起因する。価格高騰に加え、ウクライナ紛争を背景に、EU がエネルギーの脱ロシア依存を進めたことも背景にある。

一方、主要国・地域と中国との輸出入は、中国から ASEAN、ロシア向けの輸出を除いて、軒並み世界全体の伸び率を下回る。中国の輸入の伸び悩みは、中国国内経済の低迷が主因と考えられるが、加えて、米国による先端半導体や同製造装置を含む関連製品の貿易管理強化も、米国やそれ以外の国・地域から中国向けの輸出に影響を与えた可能性がある。

他方、ロシア向けの輸出の動向では、米国や USMCA が約 9 割減、EU や日本も 5 割以上減少している半面、中国の輸出は 8 割以上増加しており、新たな分断が生じている。全世界ベースの輸出も 6.8% の減少にとどまる。なお、WTO と国際連合の共同機関である国際貿易センター（ITC）の集計によれば、2023 年 11 月 30 日時点で、ウクライナ紛争に関連する暫定

的な貿易関連措置として、合計 156 件の措置が継続中であり、そのうち輸出制限・禁止措置が 71 件、輸入制限・禁止措置が 50 件、その他の貿易制限的措置が 23 件（ライセンス要求など含む）と報告されている。制裁措置を発動する国・地域の数は、欧米や日本などの先進諸国・地域からの広がりは見られず、対ロシア制裁措置として何らかの輸出・輸入制限を発動した国・地域は、同時点で EU27 カ国、米国、日本、英国、カナダなど欧米諸国を中心とする計 45 カ国・地域にとどまる。半面、180 カ国以上はウクライナ紛争に関連した一切の貿易関連措置を発動していないのが実態である。

これらのデータからは、経済効率性や比較優位に基づいて形成されてきた主要国・地域間の貿易関係が、世界情勢の変化に伴い、政治的な価値観を共有する同志国を優先する方向へ徐々にシフトしている実態を見て取ることができる。

II 通商秩序の変化

近年の主要国・地域の通商政策を見るうえで極めて重要な 2 つのキーワードは、「経済安全保障の推進」、ならびに「経済的威圧への対抗」である。

第 1 の経済安全保障の推進とは、すなわち、経済的な面での国家安全保障上の課題への対応を強化し、国家の生存、独立、繁栄を追求することである。それが、新型コロナ禍におけるサプライチェーンの途絶リスクの顕在化、ロシアによるウクライナ侵攻、デジタル空間でのサイバー攻撃などのリスクの増大、米中覇権争いの激化などに代表される国際情勢の変化により、各国・地域の通商政策立案、および有志国・地

域間での連携枠組み構築における喫緊の課題として強く認識されるようになった。

日本を含む主要国は近年、経済安全保障に対応する国家戦略を立案し、同戦略に基づく政策を矢継ぎ早に実行している。経済安全保障を前提に主要国・政府が講じている政策の導入目的は、大きく、(1) サプライチェーンの強靱化、(2) 産業競争力の強化、(3) 基幹インフラ・データの保護、(4) 重要技術の流出防止、に分類することができる。グローバルにビジネスを展開する企業は、同 (1)~(4) の目的に基づく同関連政策の下で新たに乱立するルールへの対応を迫られている。

第 2 の経済的威圧 (economic coercion) とは、他国の外交・国内政策への影響力の行使を目的とする一方的な経済的措置を指す。威圧行為の態様として、具体的に、関税引上げ、検疫措置、通関拒否、重要物資の輸出規制などが挙げられる⁴⁾。2022 年以降、米国や EU、日本を中心とする主要先進国・地域では、経済的威圧への対抗を通商政策上の主要課題として明示し、具体的な対抗措置を講じるための政府内の体制や法的枠組みの整備を図る動きが目立つようになった。

法的枠組みの整備で先行する EU では、2023 年 3 月、域外国の EU に対する経済的威圧への対抗措置の実施を可能にする「反威圧手段規則案」(2021 年 12 月公表) に関し、暫定的な政治合意に達したことを発表⁵⁾。2023 年 10 月に EU 理事会にて正式に採択された。同規則では、域外国が、貿易や投資制限などの手段を通じ、EU や加盟国に対して特定の政策の実施やその変更を迫る場合、欧州委員会が対抗措置の内容を検討・決定し、加盟国の賛成を経て措置を実行する。なお、欧州委員会は同規則案の念

頭には中国による EU 加盟国への措置があると言及。近年の中国による経済的威圧の増加に対し、規則案の積極的な実施も必要との見方を示す⁶⁾。

また、米国では、2023年2月に米連邦上院に再提出された経済的威圧対抗法案において、威圧をかける国への対抗措置とあわせ、経済的威圧によって被害を受けた国・地域への救済措置として、当該国・地域産品への関税引下げや貿易促進措置を講じる権限を、大統領に与える規定などが盛り込まれている。また同志国との間で経済的威圧への対抗を強化するための国際協調にも意欲的に取り組む。

2023年5月に広島で開催された G7 首脳会議で採択された「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明」では、国際秩序を侵害し、究極的には世界の安全及び安定を損なう経済的威圧へ「深刻な懸念を表明し、全ての国に対してその使用を控えるよう求める」と明記。また「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を立ち上げ、威圧に対する早期警戒、迅速な情報共有、定期協議、状況評価、協調的な対応の追求、および対抗する方針を示した⁷⁾。また同年6月には、G7 共同声明のモメンタムを踏まえ、豪州、カナダ、日本、ニュージーランド、英国、米国の6カ国がパリで閣僚級会合を実施し、「貿易関連の経済的威圧及び市場的政策・慣行に対する共同宣言」を発出。経済的威圧や非市場的政策・慣行を効果的に抑止し、対処するため、国際的な協力を強化していくことを約束している。

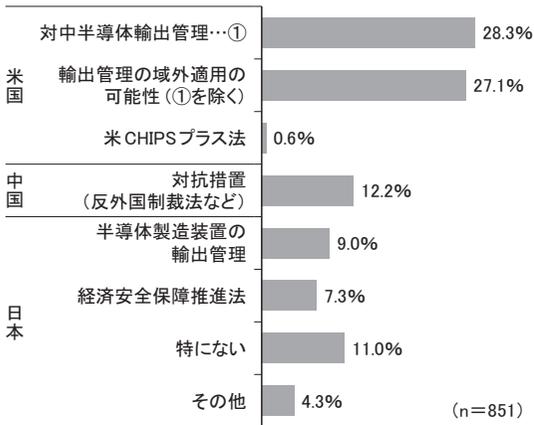
Ⅲ 企業に求められる 新たなルールへの対応

通商環境の変化に伴う新たなルールの乱立に、企業はどう対応すべきか。特に、ここ数年で企業活動に最も影響を及ぼした新しいルールとして、重要技術の流出防止を目的とする先端半導体や同製造装置の輸出管理規則がある。

米国商務省産業安全保障局 (BIS) は 2022年10月、中国を念頭に半導体関連製品 (物品・技術・ソフトウェア) の輸出管理規則 (EAR) 強化措置を公布・施行⁸⁾。中国向けの先端半導体製品や半導体製造装置の輸出を厳格に制限する同措置の運用開始に伴い、日本企業を含む半導体製造装置関連企業は対中輸出戦略の見直しを迫られることとなった。米国の半導体製造装置最大手3社であるアプライドマテリアルズ、ラムリサーチ、KLA を含む装置メーカー各社は、中国に対して、自社の製造装置の輸出のほか、装置の設置・メンテナンスなどに関する各種サービス提供を即時停止するなど、中国国内の設備投資およびサプライチェーンに一定の影響が及んだ⁹⁾。半導体製造機器 (HS8486 項) の輸出で世界第1位の日本 (2022年実績) も、米国に歩調を合わせるかたちで、2023年7月、高性能な製造装置など23品目を輸出管理の対象に追加している¹⁰⁾。

こうした動きに対し、中国側も、商務部が2023年2月、「両用品目の輸出管理業務をさらに進めることに関する通知」を公表。常態的な法執行検査および特別法執行活動に取り組む方針を示した。さらに、2023年7月には商務部税関総署から、半導体などの原材料に用いられる希少金属の輸出管理措置として「2023年第23

図 1 日本企業のビジネスに影響を与える可能性が最も大きい政策例



(注) アンケートはジェットロウェビナー「米国輸出管理措置の最新動向について」(2023年4月13日)参加企業に対して実施

(出所) ジェトロによるアンケート (2023年4月)

号 ガリウムおよびゲルマニウムの関連品目に対して輸出管理を実施する旨の公告」が公布され、8月1日から施行された。8種類のガリウム関連品目および6種類のゲルマニウム関連品目を掲載しており、該当する品目を輸出する場合には、商務部の許可を要することが定められた¹¹⁾。

ジェトロが2023年4月に日本企業向けに実施したアンケートによると、主要国の経済安全保障関連政策の中でビジネスに影響を与える可能性が高い政策として、「米国による2022年10月発表の対中半導体規制」を挙げた企業の割合が28.3%で最多となり、次いで、「米国輸出管理の域外適用にあたる再輸出規制による影響」(27.1%)となった¹²⁾。また、中国については、「反外国制裁法を含む対抗措置による影響」の可能性を指摘する割合も1割を超えた(図1)。

米商務省・国際貿易局は、商務省や国務省、財務省などがそれぞれの権限で発動している特

定品目の輸出、再輸出、移転の制限に関し、その相手先を包括する「統合スクリーニングリスト」(CDL: Consolidated Screening List)をデータベース形式で公開している¹³⁾。日本企業が、米国政府の規制対象製品の取引を計画した段階で、取引検討企業がCDLに掲載されていないかを確認し、必要なデューデリジェンスに備えることを可能にするものである。

日本企業にとっては、これらの情報を社内の取引先情報と整合し、関係部門で厳格な審査を行ったうえで、輸出許可の取得や取引の是非の判断など、必要な対応を取る必要がある。取引先がCDLに掲載されていない場合でも、将来的な掲載リスクへの備えが重要である。たとえば輸出管理を事由とする契約解除に対して責任が問われないよう、不可抗力(force majeure)条項を盛り込むなどの対応策を取るのが望ましい。

IV 従来型のFTAからの脱却を宣言する米国

2023年4月、米国のジェイク・サリバン国家安全保障担当大統領補佐官は、「新ワシントンコンセンサス」と称する米国の新たな通商政策について演説を行った¹⁴⁾。その中で、サリバン補佐官は、現代の中核的課題に焦点を当てた革新的な新しい国際経済パートナーシップへの移行、すなわち、「従来の自由貿易協定(FTA)ではない」近代的な貿易協定を同盟国とともに追求する方針を強調した。そして、解決すべき課題として、多様で強靱なサプライチェーンの構築、公正でクリーンなエネルギー転換、持続可能な経済成長のための公共投資と民間投資の動員、良質な雇用の創出、デジタルインフラの

信頼性、安全性、開放性の確保、労働と環境の保護強化、腐敗との闘いなどを列挙。それらの課題は「単に関税を引き下げることとは異なる基本的優先事項である」との考えを示した。そのうえで、それらの目的を達成するために、「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」や「経済繁栄のための米州パートナーシップ（APEP）」などの連携枠組みを設計したと説明した。同時に、対中政策に関しては、「分断（decoupling）ではなく、リスク低減（de-risking）および多様化（diversifying）を支持する」方針を示した。

米国が主導する IPEF 交渉については、2023年11月、サンフランシスコでの閣僚会合を経て、(1) 貿易、(2) サプライチェーン、(3) クリーン経済、(4) 公正な経済という4本柱のルールや協力枠組み作りに関して、(3) クリーン経済と(4) 公正な経済の柱で実質妥結に至った¹⁵⁾。また、同年5月時点で実質妥結した(2) サプライチェーンの柱については、11月の会合で協定書が署名された¹⁶⁾。協定は、サプライチェーン強靱化のための各国の協力や規制の透明性確保、労働者の役割強化、重要分野・重要物品の特定などを規定する。サプライチェーンの途絶時における具体的な連携手続きを規定する初の多数国間協定となる。

他方、(1) の貿易の柱については、妥結に至らず交渉継続となった。貿易の柱では、データの越境移転などを含むデジタル貿易ルールの形成も主要テーマとして議論されているが同ルール形成に対する米国の方針転換も交渉に影響したものと見られる。米国は2023年10月、電子商取引（EC）の貿易関連ルールを交渉するWTOの共同声明イニシアチブ（JSI）に対しても、越境データフロー、データ・ローカライ

ゼーション要求の禁止、ソースコードの開示要求禁止などの提案に対する支持を撤回すると発表¹⁷⁾。デジタル貿易へのアプローチを巡って国内で議論する政策的余地を確保するためと説明している。デジタルルール形成をめぐる米国の方針転換は、議長国としてWTOの電子商取引交渉をリードする日本やオーストラリア、シンガポールとの溝を深めるものであり、交渉妥結に向けたモメンタム低下が懸念される。

V FTAを通じた 価値観の共有を目指すEU

EUによるFTA締結の動向は、2020年8月にEU・ベトナムFTA、2021年5月にEU英国通商・協力協定（TCA）が発効して以降、2023年12月に至るまで新たなFTAは発効していない。2019年6月に政治合意に達したメルコスールとのFTAも停滞したままの状態が続く。他方、2022年6月にニュージーランドとのFTA交渉の妥結を、同年12月にはEUとチリとのFTA現代化交渉を経て高度枠組み協定の交渉妥結をそれぞれ発表している。

欧州産業連盟は2023年、欧州委員会および欧州理事会宛ての公開書簡において、進行中のEUの貿易協定締結プロセスや交渉の加速化を求めている¹⁸⁾。こうした産業界からの強い要請なども背景に、同年2月に発表されたグリーン・ディール産業計画では、貿易協定の締結促進が柱の一つに掲げられた¹⁹⁾。EUはニュージーランドとのFTAについて、欧州委員会が6月に提案した「貿易と持続可能な開発に関する章（以下、TSD章）」の新たな方針を反映した初のFTAとなることを強調している²⁰⁾。ILOの「労働における基本的原則と権利」や

気候変動に関するパリ協定といった TSD 章の核心的コミットメントの違反に対しては、関税の一時的な引き上げなどの制裁を可能にする紛争解決メカニズムを導入。また脱炭素化などに資する製品・サービスの市場も発効と同時に自由化される。このほか、EU として初めて「貿易とジェンダー平等」に関する独立した条項も含まれる。

停滞していた FTA 交渉再開の動きもある。2022 年 6 月には 2013 年以降停止していたインドとの FTA 交渉を再開したほか、2022 年 12 月の EU・ASEAN サミットを経て、ASEAN 各国との FTA 交渉加速や再開に向けた機運も高まっている。2023 年 3 月にはタイとの FTA 交渉を 2014 年の交渉停止以来、10 年ぶりに再開することで合意に至った²¹⁾。EU は FTA など特惠貿易協定を介して貿易相手の多角化を進めつつ、同時に環境や労働などの分野においてパートナー国とともに、EU の価値観に基づく持続可能性を追求する姿勢がうかがえる。

また EU は、デジタル貿易ルール形成に関して、WTO の電子商取引交渉の共同議長国であるシンガポールとの間で 2023 年 2 月、デジタル特化型の貿易協定である EU シンガポール・デジタルパートナーシップ (EUSDP) に署名。日本との間でも日 EU・EPA のサービス貿易・投資・電子商取引章の「データの自由な流通」に関する規定の交渉が 2023 年 10 月に大筋合意に至っている。EUSDP が実質合意に達した際の EU・シンガポールの共同声明 (2022 年 12 月) では、両国・地域が合意した一連のデジタル貿易に関する原則が「世界との間のデジタル貿易を促進するための共通の枠組みを提供する」としたうえで、これらの取り組みが「世界的なルール導入を目指して進行中の WTO の

電子商取引交渉を補完し、支援すると確信している」と表明²²⁾。同分野で WTO 交渉の進展を支持する立場から退いた米国とは対照的なスタンスを示している。

VI 日本は CPTPP, RCEP, 日 EU・EPA を着実に推進

日本が締約国となっているメガ FTA のうち、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定 (CPTPP) は、2023 年に入り、2 月にチリ、7 月にブルネイで発効し、2018 年 3 月に署名した 11 カ国すべてにおいて発効が完了した。また、英国の新規加入に関して、2023 年 3 月に交渉が妥結し、同年 7 月に締約国と英国の担当閣僚が英国加入議定書および関連文書に署名を行った。

英国は 2021 年 2 月に加入申請を通報。同年 6 月に日本を議長とする加入作業部会が立ち上がり、その後、英国による CPTPP のルールの順守確認や高いレベルの市場アクセス交渉を継続してきた。交渉過程で、英国は CPTPP に含まれる既存のルールを遵守する具体的手段を示すとともに、CPTPP 締約国に対し、物品、サービス・投資、金融サービス、ビジネス関係者の一時的入国、政府調達等について、商業的に意味のある市場アクセスを約束した。CPTPP にとって初となる加入交渉に際し、日本を含む締約国は、協定のハイスタンダードを維持し、模範的な先例とすべく交渉を行ったことを強調。日本政府は、英国の加入の実現が「自由貿易、開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合の促進に資するもの。我が国を含む環太平洋地域、ひいては同地域を超えて世界全体の貿易・経済の更なる成長・発展や、

自由で公正な経済秩序を形成していく上で大きな意義を有する」と説明している²³⁾。

2022年1月に発効した地域的な包括的経済連携(RCEP)は、2023年1月にインドネシア、同年6月にフィリピンで発効し、ミャンマーを除くすべての加入国での発効が完了した。RCEPは日本の貿易総額の約5割を占める広域経済圏の創設であり、地域の貿易・投資の促進、サプライチェーンの効率化・強靱化に加え、域内の開発途上国を含めた多様な国同士が、知的財産や電子商取引など幅広い分野のルール整備を目指すものである。ジェットロが2023年2月に実施した輸出企業向けのアンケート調査では、RCEPを通じて初のFTA締結国となった中国向けや韓国向けの輸出において、発効から約1年ですでに3割近くの企業が同協定を利用している実態が明らかとなっている。またRCEPの発効が企業のFTA活用の拡大に寄与した結果、輸出におけるFTA活用率は62.4%に達し、2020年度調査(2020年10月実施)時点の利用率(48.6%)から大幅な上昇となった²⁴⁾。

また、日EU・EPAにおいては、前出の通り、サービス貿易・投資・電子商取引章に「データの自由な流通」に関する規定を含める交渉が2023年10月に大筋合意に至っている。同規定は、日EU間での自由なデータ流通の原則を確認するとともに、データ流通の障壁となる措置(データローカライゼーション等)を明確に禁止することで、企業の予見可能性を担保することが可能になる²⁵⁾。

日本国内では、FTA利活用推進の取り組みも進展している。手続き面でカギとなる原産地証明書の電子化は、2022年より開始されたタイ向け(日タイ)に続き、2023年4月には、

インド向け(日インド)およびマレーシア向け(日マレーシアおよび日ASEAN)の原産地証明書の電子化が実現。同年6月には、インドネシア向け(日インドネシア)の原産地証明書について、データ交換の運用が開始された。試験運用を経て、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)で受信した証明書のデータ(e-CO)を電子上で提出することが可能となった。

VII 考察

近年、ロシアのウクライナ侵攻などに起因するサプライチェーン途絶リスクの高まりなどを受け、食料品や鉱物資源などの安定確保を目的とする保護主義的な貿易制限措置の増加が顕著である。また、経済安全保障を動機とした輸出管理の強化、戦略物資の国内立地を支援する産業誘致競争の熾烈化により、世界貿易に徐々に分断の兆しが見えつつある。その半面、日本や欧州を中心に、FTAを通じて、ルールに基づく貿易投資の自由化や、規律の共通化を目指す動きも見られる。

保護主義的な貿易制限措置を抑制するためには、より多くの国・地域間で、特定必需品への輸出制限発動への規律を強化することや、基準・認証にかかる相互承認を進展させることも有効である。前者に関する先進的な事例では、日・オーストラリア協定(第7・3条)において、重要な食料の輸出に関し、GATT第11条2項aに基づくいかなる措置も導入・維持しないことを規定している²⁶⁾。また、CPTPPでは同項に基づく食料品への輸出制限措置の発動自体は認めているものの、原則6か月以内に終了することを規定している(第2.24条)。CPTPP(附属書8-E)やEU-シンガポール(附属書2-

C)、EU-韓国の FTA (附属書 2-D) も、医薬品や医療機器に関して、自国の規制や規格・認証に関する情報を公に入手可能にすることや、可能な限り規制の調和を図ることを規定している。

WTO 体制を補完する FTA の役割・機能のうち、貿易円滑化措置の分野では、WTO の貿易円滑化協定に加盟する途上国・LDCs による同協定への早期のコミットメントを促す効果が考えられる。たとえば RCEP の場合、カンボジア、ラオス、ミャンマーの域内 LDCs を含めた形で、締約国が貿易手続きの簡素化や、貨物引き取りの迅速化を約束。貨物引き取りにかかる期限の設定に加え、事前教示制度に関して書面での回答期限 (可能な限り 90 日間) や、教示内容の有効期限 (3 年間) なども規定された。また電子システムの利用や関連書類等の電子化、認定事業者制度の導入、などの措置に関して、発効と同時、もしくは遅くとも 5 年以内に施行することが規定されている (附属書 4-A)。期限と強制力を伴う各種措置の履行プロセスが、締約国の国内構造改革を促し、法的安定性や手続きの透明性の向上をもたらす結果、当該締約国のビジネス拠点としての信頼度を高める効果も期待される。

また、WTO の共同声明イニシアチブに基づく電子商取引に関する有志国交渉に対しても、一定の自由化水準と規律を有する電子商取引関連条項を取り入れた FTA、デジタル特化型の貿易協定の増加と運用強化が、主要国のデジタル関連のルール調和や、ビジネスの予見可能性の向上に寄与し、WTO の有志国交渉を補完し得る。

そのためには、自由化水準や規律の面で先行する主要な協定、特に CPTPP や RCEP、日

EU・EPA などのメガ FTA の枠組みにおいて、締約国間の継続的な対話や見直し協議を通じ、可能な限り自由化水準や規律の共通化を実現することがステップとなる。日本は CPTTP や RCEP、日・EU などのメガ FTA や日米貿易協定を通じ、ルール形成のカギを握るあらゆる主要国・地域と既存の連携枠組みを有している。それぞれの枠組み・交渉分野で議論のリード役を担い、共通のポジションを有する同志国を増やす取り組みが重要である。

[注]

- 1) WTO, Global Trade Outlook and Statistics, Update: October 2023
- 2) IMF, World Economic Outlook, October 2023。原出所は Global Trade Alert データベース。
- 3) WTO, Trade Monitoring, A Year of Turbulence on Food and Fertilizers Markets (2023 年 2 月 28 日)。同報告書によれば、ウクライナ紛争発生以降の 1 年間で、WTO が特定した食糧、飼料、肥料などの重要な農産品に対する 96 件の輸出制限措置のうち、WTO に正式に通知された措置はわずか 13 件、すなわち全体の 14%にとどまる。
- 4) 経済産業省 (2023 年 6 月)「2023 年版不正貿易報告書及び経済産業省の取組方針について」に基づく
- 5) EU 理事会 (2023 年 3 月 28 日), Trade: political agreement on the anti-coercion instrument
- 6) ジェトロビジネス短信 (2023 年 4 月 5 日), 「EU, 域外国による「経済的威圧」への迅速な対応を可能にする規則案で政治合意」
- 7) 外務省, G7 広島サミットセッション 5「経済的強靱性・経済安全保障」概要 (2023 年 5 月 20 日)
- 8) 米国商務省, 2022 年 10 月 7 日付「追加的な輸出管理の実施: 特定の先端コンピューティングおよび半導体製造品。スーパーコンピューターおよび半導体の最終用途。エンティティ・リストの修正」(同日施行, 同月 13 日に官報公示)
- 9) アプライドマテリアルズ発表 (2022 年 10 月 12 日付), ラムリサーチ 2022 年第 3 四半期決算報告資料 (10 月 19 日付), ロイター通信報道 (2022 年 10 月 20 日付) などに基づく。
- 10) 経済産業省, 「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」等の改正の概要について (2023 年 5 月 23 日公布, 7 月 23 日施行)
- 11) ジェトロ「中国の安全保障貿易管理に関する制度情報 専門家による政策解説」(2023 年 10 月) <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/2bb487e289f975b3.html>
- 12) アンケートは、ジェトロが主催した米国輸出管理に関するセミナーに参加した企業に対して実施したもの。対象企業は相対的に輸出管理に関心が高い前提となる。
- 13) <https://www.trade.gov/consolidated-screening-list> (米国

- 商務省)。ジェットロでは同スクリーニングリストの利用ガイドを作成し、ウェブに公開（以下）。<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2022/01/58823025944a7244.html>
- 14) The White House, Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan on Renewing American Economic Leadership at the Brookings Institution (2023年4月27日)
- 15) 米商務省発表（交渉参加14カ国による共同声明）、Joint Statement From Indo-Pacific Economic Framework For Prosperity Partner Nations (2023年11月16日)
- 16) Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity Agreement Relating to Supply Chain Resilience, (2023年11月14日署名), <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100581548.pdf>
- 17) ジェトロビジネス短信（2023年10月30日付）「米政府、電子商取引に関するWTO交渉で一部支持撤回、議会や産業界から批判も」
- 18) 欧州産業連盟（Business Europe）、Make 2023 the year of new trade agreements to strengthen competitiveness in crises – Letter to Ursula von der Leyen and Charles Miche (2023年1月11日)
- 19) European Commission（プレスリリース）、The Green Deal Industrial Plan: putting Europe's net-zero industry in the lead (2023年2月1日)
- 20) ジェトロビジネス短信（2022年7月4日付）「EUとニュージーランドがFTAで合意、最も持続可能性を重視したFTAと強調」
- 21) EUのFTA交渉の状況については、欧州委員会が以下ウェブサイトにて最新動向を報告。https://policy.trade.ec.europa.eu/eu-trade-relationships-country-and-region/negotiations-and-agreements_en
- 22) European Commission, Joint statement by President von der Leyen and Prime Minister Lee on the EU-Singapore Digital Partnership, December 2022
- 23) 外務省報道発表、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国の加入に関する議定書の署名」（2023年7月16日）
- 24) ジェトロ、「輸出に関するFTAアンケート調査 報告書」（2023年4月）
- 25) 外務省、経済産業省、日EU・EPA「データの自由な流通」交渉の大筋合意（2023年10月28日）
- 26) 同項では、食糧その他輸出国にとって、不可欠な物資が危機的に不足することを防止・緩和するための一時的な輸出禁止又は制限を認めている

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集（2023年版） I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成 発行：2023年10月/価格：25,000円（税込）

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行

- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202カ国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別（クロスボーダーM&A、グリーンフィールド型投資）データおよび多国籍企業上位ランキングを掲載
- ・直接投資の分析に必要な不可欠な各種指標（対GDP比）、貿易収支、サービス貿易収支等の対GDP比、テレコミュニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 https://iti.or.jp/report_147.pdf をご参照ください。

ITI 国際直接投資マトリックス（2023年版） —CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成 発行：2023年10月/価格：20,000円（税込）

1998年以来毎年発行／OECD加盟国と諸外国との直接投資額の表／対内直接投資および対外直接投資について、フロー表とストック表を作成／2005年から2021年までの表が利用可能／非製造業種（金融・保険等の各種サービス）の直接投資額の表が利用可能／直接投資の分析に役立つ関連統計の2022年データまでをあわせて収録／見本 https://iti.or.jp/report_148.pdf をご参照ください／姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」「I. 概況編」および「II. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp URL : <https://iti.or.jp/>